

定

款

株式会社バイク王&カンパニー

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社バイク王&カンパニーと称し、英文ではBIKE O & COMPANY L t d. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- 1 自動車および自動二輪車ならびに部品および用品の売買・修理・整備および輸出入
- 2 経営コンサルタント業務
- 3 広告代理業
- 4 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
- 5 自動車および自動二輪車の有償貸渡業
- 6 駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売・レンタルおよび機械器具設置工事
- 7 駐車場の運営および運営の受託
- 8 ECプラットフォームおよびECサイトの開発・運営および保守
- 9 飲食店および喫茶店の経営
- 10 ハウスクリーニング業
- 11 古物の売買および輸出入
- 12 自転車ならびに部品および用品の売買・修理・整備および輸出入
- 13 前各号に関連する事業の経営指導
- 14 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集する株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得する事が出来る。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する事が出来る株主の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する事が出来る。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める事が出来る。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、決議に加わる事が出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行なう。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって、免除する事が出来る。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事が出来る。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第33条 当社は、取締役会の決議により、執行役員をおくことができる。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第36条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

（監査等委員会の議事録）

第37条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行なう。

（監査等委員会規程）

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社は毎年11月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当会社は取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金には、利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当会社は、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

平成10年	8月25日	制定
平成12年	5月19日	改訂
平成13年	10月20日	改訂
平成14年	11月28日	改訂
平成15年	2月20日	改訂
平成15年	11月28日	改訂
平成16年	11月25日	改訂
平成17年	4月4日	改訂
平成17年	11月29日	改訂
平成18年	1月17日	改訂
平成18年	11月28日	改訂
平成18年	12月1日	改訂
平成19年	11月28日	改訂
平成20年	11月27日	改訂
平成21年	11月26日	改訂
平成22年	11月25日	改訂
平成24年	2月28日	改訂
平成25年	2月26日	改訂
平成26年	2月26日	改訂
平成27年	2月26日	改訂
平成28年	2月26日	改訂
平成29年	2月24日	改訂
2023年	2月24日	改訂